


2017年 8月 28日

北名古屋市議会議長
永津 正和 様

会派名
代表者
若しくは
議員名 阿部 武史 

視察・研修報告書

政務活動費により視察・研修のため出張いたしましたので、下記のとおり報告します。

記

参加議員名	阿部 武史	
日程	2017年 8月 10日 から 8月 10日 まで 1日間	
月日	視察・研修先	視察・研修概要
8・10	地方議員総合研究所 (アットビジネスセンター池袋駅前別館)	神奈川大学 幸田雅治教授 「住民自治」を体現する地方議員の役割

旅費合計	交通費	宿泊費	土産代	通信費	参加費
37580円	22580円	円	円	円	15000円

1. 視察・研修項目及び日時

・視察・研修項目

「住民自治」を体現する地方議員の役割

・視察研修日時

2017年8月10日10時～12時30分

2. 視察・研修結果

・視察・研修内容

「住民自治」を体現する地方議員の役割

1. 首長は住民代表ではない？

(1) 市制・町村制制定時（明治21年）の日本

2. 多様性を踏まえた住民代表制

(2) 都道府県議会議員の職業別構成比

(3) 諸外国の議員としての活動と休暇・休職・復職等の制度

(4) 職業公務員と議員の兼職可能性

3. 市町村合併による住民代表制の変容

(5) 議員ゼロ地域の分類・影響（住民はどう受け止めているか）

(6) 議員機能（民意反映機能）の別ルートの評価

4. 住民自治組織の実効性は議会にかかっている

(7) 上越市における地域協議会と議会

(8) 飯田市におけるまちづくり協議会と議会

5. 住民を味方につけた議会主導の政策立案

(10) 議会の団体意思決定機能や監視能力の向上策

(11) 行政計画を議決事件に追加しよう！

(12) 藤枝市議会の議会改革

(13) 飯田市議会による行政評価と予算・決算との関係

(14) 会津若松市議会における議員間討議

(15) ハンブルク市 Altona 区環境・消費者保護委員会

(16) ドイツにおける地方議会の審議実態

(17) 監視機能の強化

(18) 予算議決権の発揮（予算修正）

7. 住民投票における議会、議員の役割

(19) 憲法と国民投票、住民投票

(20) 住民投票のタイプ

(21) 住民投票の背景と活用に関する見解

- (22) 常設型住民投票と個別型住民投票制度
- (23) 住民投票に関する基本論点
- (24) 発議権（請求権）
- (25) 投票の成立要件
- (26) 基本論点を判断する要素
- (27) 住民投票を実施する場合の留意事項
- (28) 住民投票に適する事項と適さない事項

・所感

「住民自治」を体現する地方議員の役割について

全国のほとんどの自治体が近未来を見据えた人口ビジョンと総合計画を策定している。「地方創生」を唱える国が策定方法に細かい注文をつけ、締め切りを設定し、優れた自治体には交付金を上乘せする。

だが、日本国憲法では第92条において、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は「地方自治の本旨」に基づいて法律でこれを定める、としており、ここから団体自治と住民自治の二つの要素が導かれるが、この住民自治とは、地方自治は住民の意思によって行われるべきだ、ということの意味する。つまり、憲法の条文の趣旨からすれば、地方が自らの意思で決めることを国が評価し、それにより交付金の額が変わる、というのは、どこかおかしいと言える。地域の将来とは国に言われて慌てて描くものではなく、国が推奨する方法でなくても、住民が合意形成をしながら自分の手で描く将来像の方が、希望も責任も持てるのではないか。

地方自治の起点は、主権者である一人ひとりの住民である。本来は、自治体には住民自治が背骨のように貫かれるべきである。その住民自治の意味や大切さを字面だけでなく、日頃、市政の中で当たり前に使っている言葉や慣行、常識を疑い、具体的に住民自治を考えていくことが重要である。市民代表である議会の一員として地方議員の立場から住民自治を実現するために今回の研修を受講した。

まず、多様な民意を代表する議員を取り巻く事情について考察した。議会は社会の構成を反映しなければならないが、1960年から現代に至る中で、全国の産業別就業者の比率は農業従事者が激減する一方、サービス業に携わる人が増加している。その流れの中で、当初、地方議員も、都道府県議会議員の職業別構成比によれば、農業従事者による兼業が多かつ

たが時代が進むにつれて議員専門の構成比が高い結果となった。また、諸外国の議員活動・休職制度・復職制度、顕職可能性を比較したが、どの国も原則的に、地方議員と公務員など他の公職との兼職は難しいようだ。講師の神奈川大学法学部教授の幸田雅治氏によれば「世界で議員がいない自治体はない」とのことだが、兼職可能性は専門でない議員を確保する上でも大切なことである。

また、市町村合併により民意の反映が難しくなった状況につき、考察したが、合併により自分の地区から議員がゼロになったことに、総じて住民は影響が必ずしも大きくないと感じられる結果になった。つまり、合併により、以前は自らの地域で政策を決定することができたが、合併後は、大きくなった自治体の中で影響力が大きく低下しているが、これは、議員の役割が変化していることも理由にあげられる。以前は「地元要望」タイプの議員が求められたが、人口を多く抱える都市部の自治体では、そのような役割は期待されておらず「より広い課題解決」タイプの議員が求められており、議員への従来型の期待が希薄化し、いてもいなくても変わらないと感じられるようになったこともある。そして、昨今の不倫問題に代表されるように、議員は全く住民から信頼されていない。住民の地方議員に対する信頼度は全国的に低くなる一方だ。そのような状況で、民意を反映するための地域協議会・まちづくり協議会などが例としてあげられたが、こういった住民自治組織の実効性は議会にかかっている。パブリックコメントはほとんど機能せず、「形として」は民意の受け皿となっているが、諸外国では冊子になり議会審議の対象にもなっている。大阪府などは「府民の声」という仕組みで過程をオープンにしているが、こういった仕組みがどの地方議会でも求められている。

さらに、地方議会の議会改革事例においては藤枝市や飯田市の例があげられた。どちらも議会改革のトップランナーと位置づけられる自治体だが常任委員会での審査、決算時の行政評価など、議会として市の執行機関を監視、評価し市議会の責務を果たすための仕組みが上手く機能している。また、諸外国の住民参加を通じた住民自治の価値の担保する制度についても紹介された。

最後に、住民投票についての考察がなされた。本市でも、昨年9月に、長瀬保市長により名古屋市との合併検討の表明がなされたが、場合によっては、地域住民の意向が地域の施策に反映されない場合など住民投票制度を活用することができる。当然、現行の地方自治制度上は、代表（間接）民主制を採用しているため、住民投票の導入に慎重な見解もあるが、地域の意向を政策に反映させるためにも重要な施策ではある。

都市化が進めば進むほど、住民自治として住みの意向を施策に反映させることは、難しくなる。それでも、さらなる議会改革や市町村の合併問題における住民投票制度の導入など住民自治を担保するためにも、今回の成果を議員活動の中で積極に取り入れ、行政に政策提言していきたい。



(資料等添付のこと)